

熊谷市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、熊谷市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算区分)

- 第3条 歳入予算及び歳出予算の区分は、別表のとおりとする。
- 2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表以外の予算区分を定めることができる。

(出納等)

- 第4条 交通会議の出納は、会長が行う。
- 2 事務局は、会長の命を受けて会計事務を行う。
- 3 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。
- 4 交通会議は、出納の管理を行うため、必要な簿冊を備えるものとする。

(決算等)

- 第5条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第6条第3項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、速やかに当該決算書の写しを熊谷市長に報告しなければならない。

(委任)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月2日から施行する。

別表（第3条関係）

歳入予算の区分

科目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

歳出予算の区分

科目
1 事務費
2 事業費
3 諸支出金
4 予備費